

各委員からの要望資料等

- ◇市川市市有建築物耐震化整備プログラムより抜粋 P 1
- ◇市川市市有建築物耐震改修年次計画一覧表 P 3
- ◇自転車駐輪場の減価償却一覧表 P 4
- ◇平成26年度 市政戦略会議スケジュール P 5

3. 対象市有建築物の耐震化状況および改修目標年度の公表

地震に強い安全で安心な市有施設環境の整備の推進の主旨に基づき、施設使用者である市民に積極的に情報を開示し、理解・協力を得るため、市有建築物の耐震化状況について公表する。

(1) 対象市有建築物の耐震化状況

耐震改修工が必要な127棟については、平成25年度までに工事を行うか、又は建替えの方針を決定します。

単位(棟)

項目	総棟数 (a)	新耐震基準 (b)	旧耐震基準 (c)	耐震性有 (d)	耐震性無 (e)	耐震性無		耐震化率 (%)
						補強済 (g)	未補強 (f)	
対象建築物 *3	278	86	192	55	137	31	106	62
上記以外 *4	62	—	62	33	29	8	21	66
合計	340	86	254	88	166	39	127	63

$$\text{耐震化率} = (b + d + g) / (a)$$

*3 対象建築物とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条によって定められた建築物をいう。

*4 上記以外とは、特定建築物の規模要件以下のため対象建築物とはならないが、市の耐震改修計画に盛り込んでいる建築物をいう。

(2) 耐震改修の目標年度

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において求められている目標値は平成27年度までに90%以上の耐震化率であるが、本市ではこれを前倒して平成25年度までに100%とすることを目標とする。

改修の優先順位については、平成15年度に建築構造の専門家など外部の学識経験者を交えた「公共建築物耐震改修検討委員会」を設立し、専門的な見地での検討結果を踏まえて策定した「市川市公共施設耐震診断・耐震改修事業計画」に基づき定めたもので、建物の安全性を表わす構造耐震指標値の大小を基本とし、建物の重要度(*5)を加味しながら、この換算係数の低い順から順位付けをしている。

さらに、対象建築物の敷地全体の施設配置、事業工程の状況、当該建築物の用途、利用形態等個々の状況も考慮して順位を設定していることから、次に示すような事例の場合は、他の建築物と同一の耐震指標値であっても改修時期にずれが生じることがある。

- ・学校施設などで敷地内に複数の改修建物がある場合は、同一年度で改修を行うと工事現場の範囲が広くなり学校の管理運営上問題が生じるので、改修年度を分けておこなうため、他の学校と比較すると同一の耐震指標値であっても時期が前後する。
- ・体育館は避難場所として活用される重要な施設であることから他の建築物と同一の耐震指標値であっても前倒して改修を行うため他の建築物と比較すると時期が前後する。

■ 市川市市有建築物耐震化整備プログラム対象建築物

用 途	特 定 建 築 物 の 規 模 要 件
1. 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上
2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
3. 病院、診療所	
4. 劇場、観覧場、映画館、演劇場	
5. 集会場、公会堂	
6. 展示場	
7. 卸売市場	
8. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
9. ホテル、旅館	
10. 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
11. 事務所	
12. 博物館、美術館、図書館	
13. 遊技場	
14. 公衆浴場	
15. 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
16. 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
17. 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
18. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
19. 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
20. 郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	
21. 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上
22. 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
23. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
24. 幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上
25. 体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数2以上かつ 1000㎡以上及び 市の所有する小中学校 の体育館全て
26. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上 の危険物を貯蔵、処理 する全ての建築物

市川市市有建築物耐震改修年次計画一覧表

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		施設名・棟名・棟番号	施設名・棟名・棟番号	施設名・棟名・棟番号	施設名・棟名・棟番号	施設名・棟名・棟番号	施設名・棟名・棟番号
耐震改修工事	1	新浜小学校 (体育館)17	新井小学校 (体育館)5	八幡小学校 (教室・管理室棟)2の一部	中山小学校 (教室棟)1	信篤小学校 (教室棟)1-1の一部2	稲荷木小学校 (管理・特別教室棟)12
	2	平田小学校 (教室棟)1-1.2	富美浜小学校 (体育館)5	大柏小学校 (教室棟)22-1	第六中学校 (普通・特別教室棟)14-1	大町小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.3.9	下貝塚中学校 (管理・特別・教室棟)1
	3	真間小学校 (管理教室棟)13-1.2	信篤小学校 (体育館)3	第八中学校 (教室棟)11	第六中学校 (普通・特別教室棟)17	第一中学校 (教室・渡り廊下棟)9-1.2	大野小学校 (管理・特別教室棟)1-1.2
	4	行徳小学校 (体育館)22	大洲小学校 (体育館)2	二俣小学校 (特別・教室棟)13.14	第四中学校 (普通・特別教室・プール棟)15-1.2	二俣小学校 (管理教室棟)1	曾谷小学校 (普通・特別教室棟)1-2の一部
	5	鶴指小学校 (教室棟)1-2.3	中国分小学校 (体育館)3	中山小学校 (教室棟)2-1.2.3	信篤小学校 (管理・特別・教室棟)1-1の一部	第八中学校 (特別教室・管理棟)3	高谷中学校 (管理・特別・教室棟)1
	6	終末処理場 最初沈殿池及び曝気槽棟	八幡小学校 (教室棟・体育館)9-1.2	中山小学校 (便所)2-2の一部	国府台小学校 (管理・特別教室棟)21-1の一部26	塩焼小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.3	行徳小学校 (教室棟)14-1.2.15
	7	第三庁舎	百合台小学校 (体育館)7	鬼高小学校 (教室棟)1	若宮小学校 (特別教室棟)1-1.2	第五中学校 (管理教室棟)22	第一中学校 (管理特別教室棟)17
	8	東大和田保育園	柏井小学校 (体育館)2	幸小学校 (普通・特別教室棟)1-1.1-2の一部.5	新浜小学校 (教室棟)19-1.2	北方小学校 (管理教室棟)5	鶴指小学校 (教室棟)1-1の一部.18
	9	大洲保育園 A棟	曾谷小学校 (体育館)2	第二中学校 (特別教室・管理教室棟)2-1.2	大柏小学校 (管理・普通・特別教室棟)24-1	稲荷木小学校 (教室棟)1-1	鶴指小学校 (便所・廊下)1-1の一部
	10	大洲保育園 B棟	南消防署	新井小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.3	第八中学校 (教室棟)1	稲荷木小学校 (教室棟)1-2	南新浜小学校 (管理・特別教室棟)1-1.1-2の一部
	11	富貴島保育園	終末処理場 脱水棟	第五中学校 (教室棟)11	第八中学校 (渡り廊下)2	第二中学校 (特別教室棟)13-1.2	宮久保小学校 (教室棟)13
	12	北方保育園	本行徳公民館	富美浜小学校 (管理・特別教室棟)1-1.2	柏井小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2	中国分小学校 (特別・教室棟)8の一部	若宮小学校 (特別・教室棟)25
	13	大和田保育園	大町第三団地 A棟	百合台小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.6	福栄中学校 (管理・特別・教室棟)1	中山小学校 (特別教室棟)19	鬼高小学校 (管理・普通・特別教室棟)23
	14	中国分保育園		国府台小学校 (教室棟)4	平田小学校 (管理・特別・教室棟)16.21	富貴島小学校 (教室棟)11の一部	宮田小学校 (特別教室棟)11
	15	若宮保育園		大洲中学校 (管理・特別・教室・プール棟)1の一部.3	塩浜小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2.3	幸小学校 (管理・特別教室棟・体育館)1-2の一部.4	第七中学校 (教室棟)12-1.2
	16	新田保育園		真間小学校 (教室棟)1-1.2	鶴指小学校 (玄関・渡り廊下棟)2.1-1の一部	鬼高小学校 (教室棟)15	市民会館
	17	欠真間保育園		東国分中学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2	鶴指小学校 (管理・教室棟)3-1.19	曾谷小学校 (管理・教室棟)1-1	菅野保育園
	18	相之川第二団地 A棟		大洲小学校 (管理・特別・教室棟)1-1.2	大洲中学校 (管理・特別・教室棟・他)1の一部.2	行徳小学校 (教室棟)18	大町第二団地 3号棟
	19			終末処理場 真間ポンプ場	行徳支所	若宮小学校 (管理・教室棟)27	大町第二団地 1号棟
	20			東部公民館	保健センター	北消防署	
	21			大町第三団地 B棟	大町第二団地 5号棟	行徳保育園	
	22			塩浜団地 1号棟	相之川第三団地 C棟	大町第二団地 2号棟	
	23			塩浜団地 2号棟		大町第二団地 4号棟	
		18棟	13棟	23棟	22棟	23棟	19棟
建替・取壊			北方老人いこいの家 新築工事	田尻老人いこいの家 新築工事		国分小学校 新築工事 (管理教室・教室棟)1-1.2	第四中学校 新築工事 (管理・特別教室棟・体育館)1-1.2
			第三中学校 取壊 (特別教室棟)4				
その他	第一庁舎A棟、第一庁舎B棟、第二庁舎、霊園管理事務所の4棟は、建替・改修の方向性を平成21年度までに決定。						

自転車駐輪場の減価償却一覧表

駐輪場名	総減価償却費(円)	内 訳				
		資産名	耐用年数	取得年月日	取得額(円)	減価償却費(円)
市川地下駐輪場	10,958,321	市川駅北口地下駐輪場	50年	1993/12/14	480,626,000	9,612,520
		市川駅北口地下自転車駐車場防火シャッター	50年	1993/12/14	1,412,130	28,242
		市川駅北口地下自転車駐車場防火シャッター	50年	1993/12/14	1,049,570	20,991
		市川駅北口地下自転車駐車場防火シャッター	50年	1993/12/14	1,250,420	25,008
		市川駅北口地下自転車駐車場	45年	1993/12/14	55,285,250	1,271,560
		市川駅北口地下駐輪場ITVカメラ	6年	1993/12/17	6,225,964	0
		市川駅北口地下自転車駐車場(送風機、排風機)	15年	1993/12/14	2,867,520	0
		市川駅北口地下自転車駐車場消火設備	8年	1993/12/14	1,456,420	0
		市川駅北口地下自転車駐車場電気設備	15年	1993/12/14	9,965,250	0
八幡地下駐輪場	5,429,022	本八幡地下駐輪場	50年	1993/3/29	236,165,710	4,723,314
		本八幡駅地下駐輪場電動シャッター	50年	1993/3/29	1,039,579	20,791
		本八幡駅地下駐輪場電動シャッター	50年	1993/3/29	2,073,390	41,467
		本八幡駅地下駐輪場電動シャッター	50年	1993/3/29	2,080,600	41,612
		本八幡駅地下駐輪場	45年	1993/3/29	26,166,900	601,838
		本八幡駅地下駐輪場屋外型キュービクル	15年	1993/3/29	3,234,200	0
		本八幡駅地下駐輪場排煙設備	8年	1993/3/29	3,761,354	0
		本八幡駅地下駐輪場電気設備	15年	1993/3/29	19,713,685	0
		本八幡駅地下駐輪場消火設備	8年	1993/3/29	2,972,168	0

減価償却費の計算式

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} (= 1 / \text{耐用年数})$$

償却率表 (定額法)

耐用年数	償却率 (定額法)	耐用年数	償却率 (定額法)	耐用年数	償却率 (定額法)	耐用年数	償却率 (定額法)	耐用年数	償却率 (定額法)
		21	0.048	41	0.025	61	0.017	81	0.013
2	0.500	22	0.046	42	0.024	62	0.017	82	0.013
3	0.333	23	0.044	43	0.024	63	0.016	83	0.012
4	0.250	24	0.042	44	0.023	64	0.016	84	0.012
5	0.200	25	0.040	45	0.023	65	0.016	85	0.012
6	0.166	26	0.039	46	0.022	66	0.016	86	0.012
7	0.142	27	0.037	47	0.022	67	0.015	87	0.012
8	0.125	28	0.036	48	0.021	68	0.015	88	0.012
9	0.111	29	0.035	49	0.021	69	0.015	89	0.012
10	0.100	30	0.034	50	0.020	70	0.015	90	0.012
11	0.090	31	0.033	51	0.020	71	0.014	91	0.011
12	0.083	32	0.032	52	0.020	72	0.014	92	0.011
13	0.076	33	0.031	53	0.019	73	0.014	93	0.011
14	0.071	34	0.030	54	0.019	74	0.014	94	0.011
15	0.066	35	0.029	55	0.019	75	0.014	95	0.011
16	0.062	36	0.028	56	0.018	76	0.014	96	0.011
17	0.058	37	0.027	57	0.018	77	0.013	97	0.011
18	0.055	38	0.027	58	0.018	78	0.013	98	0.011
19	0.052	39	0.026	59	0.017	79	0.013	99	0.011
20	0.050	40	0.025	60	0.017	80	0.013	100	0.010

平成26年度 市政戦略会議スケジュール

《平成26年度 市政戦略会議》

◇第1回 4月25日 (金) 16:00～

◇第2回 5月14日 (水) 16:00～

◇第3回 6月11日 (水) 16:00～

◇第4回 7月11日 (金) 16:00～

◇第5回 ※審議の進捗状況等を踏まえて確定する。

答 申 イ メ ー ジ 図 等

◇答申イメージ図	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
◇審議事項①「公共施設の評価」における着眼点に関する提言	概要	・・・ P 3
◇審議事項②公共施設の短期的な経営効率化に関する提言	概要	・・・ P 4

答申イメージ図

＜諮問事項＞

行財政改革大綱第1次アクションプランについて (2) 公の施設の経営効率化

審議事項① 「公共施設の評価」における着眼点に関する提言

評価の視点

◇公共施設を評価する際の基本的な考え方、取り組みの姿勢を以下の通り提案する。

市民感覚

行政の社会的責任

.....

経営意識

社会情勢への対応

評価の方法

◇公共施設の評価の方法について、以下の通り提案する。

評価の対象

◇評価すべき対象を以下の通り分類する。

公共施設の「ソフト面」

○各施設で提供されている公共サービス（事業）等を評価の対象とするもの。

公共施設の「ハード面」

○各施設を資産として捉え、物理的な状況等を評価の対象とするもの。

評価の項目

◇評価する際の項目を以下の通り提案する。

＜ソフト面の例＞

公共性、独自性、合理性、有用性、経済性、有効性、必要性、
公平性、効率性、適応性、将来性、期待度、緊急性、など

＜ハード面の例＞

施設の歴史的価値、ランニングコスト、環境面、防災面、老朽度、地
域的な配置状況、など

「評価の視点」を十分踏まえ、
「評価の項目」を設定する。

評価の活用

◇評価結果に基づいた公共施設の今後の運営方法等について、以下のとおり提案する。

機能集約による施設の複合化

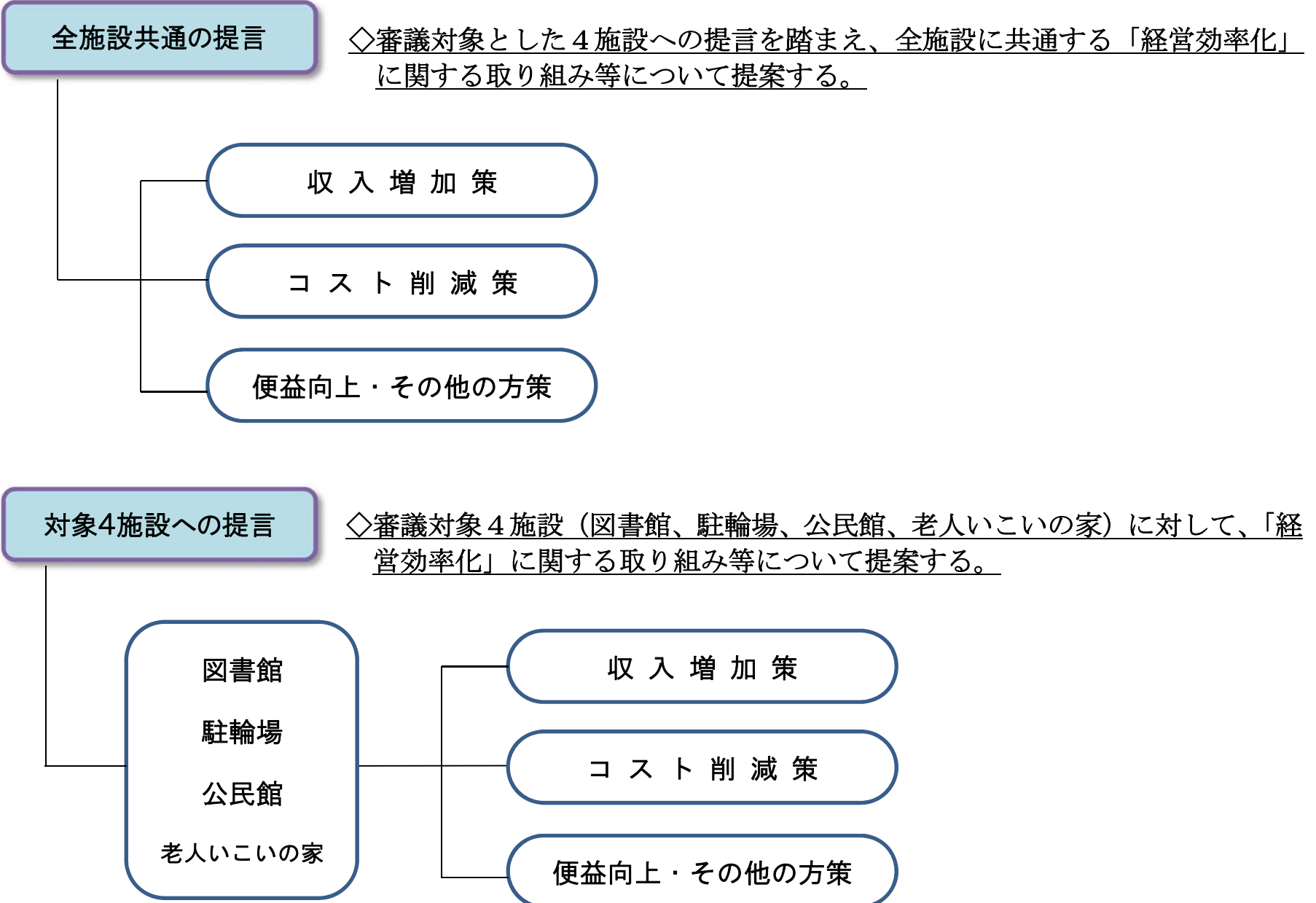
施設の民営化

統廃合による再配置

受益者負担の公平化

答申イメージ図

審議事項② 公共施設の短期的な経営効率化に関する提言



本答申のキーワード

◇本答申を作成するにあたっては、審議や各種アンケートなどを通して、多くの委員から提案のあった、以下のキーワードを構成の基本要素としている。

- 無料施設の有料化
- コスト削減の努力
- 縦割り行政の見直し
- 世代・地域間交流
- 職員の意識改革
- 施設の複合化

審議事項①「公共施設の評価」着眼点に関する提言

◇審議事項①について、これまでの審議内容や、アンケートでの回答結果等を踏まえ、着眼点を「評価の視点」「評価の方法」「評価の活用」の3点に分類した。

【評価の視点】

「公共施設の評価」に際して、最も重要となるのが「評価の視点」である。市川市の財政状況や市民ニーズ、社会情勢といった最も重要なファクターを「評価の視点」として提案した。これは、答申を貫く基本となる考え方であり、当審議会としても最も重要視すべきトピックスの一つであると考ええる。

《例》

「市民感覚」

- ・利用者を含めた市民一般が、「本当に必要としている施設は何か」といった視点。

「経営意識」

- ・厳しい財政状況を踏まえた、民間的な経営意識に基づく視点。

「行政の社会的責任」

- ・住民の福祉の増進、あるいは行政が最低限果たすべき役割等については、丁寧に評価すべきであるといった視点。

「社会情勢への対応」

- ・設置当初の目的と現状の実務とに乖離はないか、現代の市民ニーズに適応しているか、といった視点。

【評価の方法】

公共施設を評価するにあたっては、「評価する対象」や「評価する項目」が、当然必要となってくる。これらについて、「評価の方法」として提案するものである。

【評価の活用】

評価結果に対して、各施設が経営の効率化等に向けて選択すべき内容について提案するものである。

審議事項② 公共施設の短期的な経営効率化に関する提言

全施設共通の提言

◇審議対象とした4施設への提言を踏まえ、全施設に共通する「経営効率化」に関する取り組み等について、以下の通り提案する。

《収入増加策について》

- 現在使用料が無料となっている施設については、受益者負担の考えに基づいて原則「有料化」するものとし、その上で利用者それぞれの状況に応じて減免等の措置を講ずるべきである。
- 法や条例で無料となっている施設についても、法の定める範囲外の部分で（併設施設での収入確保など）収入を増加する努力をすべきである。
- 前回の答申の通り、使用料を見直し、料金の適正化を図るべきである。

《コスト削減策について》

- 市が直接運営しなくとも、民間の力を活用（委託等）することで、業務の効率化、コストの削減を図るべきである。
- 業務手順や作業の効率化により、正規職員数の削減をさらに進めていくべきである。
- 極力複合施設化を図り、スペースや職員数の縮減によりコストの削減に繋げていくべきである。
- 借地である施設については、用地の提供や賃借料の低減等について、更なる交渉の努力を進めていくべきである。

《便益向上、その他の方策について》

- 各施設について、設置当初の時代背景と現代の社会情勢とを比較し、類似のサービスが別の施設で提供されていないか、現代の市民ニーズに合致した内容となっているか等について、今一度検証すべきである。
- 施設の複合化等により、子どもとお年寄りなどの世代間の交流や、地域コミュニティの基幹的な場としての利用を進めていくべきである。
- 既に複合化している施設においても、それぞれの施設利用者同士がより活発に交流を図れるよう、行政内部の縦割りの発想を改め、創意工夫すべきである。

対象4施設への提言

◇対象4施設（図書館、駐輪場、公民館、老人いこいの家）に対して、「経営効率化」に関する取り組み等について、以下の通り提案する。

図書館

《収入増加策について》

- 図書館職員への「収益」という考え方の導入に関する研修の実施と、職員による具体的プランの作成。
- 中央図書館など、図書館に併設されるカフェの場所代や駐車場の有償化、自動販売機のさらなる設置など、図書館法の範囲外での収入を増やす努力をするべきである。
- 図書館を行政から切り離し、私立図書館に衣替えして、適切な料金徴収を行う。
- CD・DVD・VTR利用者からの利用料徴収（法的制約の解釈の他、著作権に関するコストの整理が必要だが）。
- 延滞で警告を2週間後、督促を1ヶ月後とし、督促以降は延滞手数料を徴収（収入増、図書の回転をよくして余計な在庫の縮減、他の借り手へのサービス向上。）。

《コスト削減策について》

- レンタル民間事業者との事業提携。
- 行徳図書館など、管理の中央図書館への集約と職員の巡回化、フロアごとのカウンターの廃止など、各図書館に貼り付ける正規職員数を減らす努力をさらに進めるべきである。
- 新刊図書予算（年8千万円）を半減し、新刊図書で街の本屋さんと競合する本の購入は止める。
- 設置場所の見直し・統廃合（コスト削減）および八幡駅・下総中山駅周辺にリクエスト本の提供場所設置。
- 中央図書館の蔵書点検作業を拝見し、作業によっては、正規の職員でなくてもパートの活用でコスト削減ができるのではないかと感じる。
- 行徳図書館は市民の生活に溶け込んでいるように感じたが、スペース的に無駄が多いように感じた。

《便益向上・その他の方策について》

- 貸出頻度が高い図書の貯蔵数を増やす（頻度が低いものは廃棄）などの適正な管理。
- ニーズが高い作品や商品などの新規取扱いの検討。
- 中央図書館にだけ規模・蔵書・人員等が集中している点を見直すべきである。
- 中央図書館に集約して、家の近くの様々な拠点での貸出・返却ができるようにする。
- 有用性については、一日の貸し出し冊数などから十分であると考えますが、一方一冊の本を提供するためのコストはきちんと算出されなければならない。また、昨今の紙メディアからデジタルメディアへの移行にともなう図書館の役割の変化などについては、十分に対応しているとはいえず、将来性については努力の余地がある。
- 市民の読書熱を高めるための読書感想文の募集と審査による表彰を毎年実施。

駐輪場

《収入増加策について》

- 無料は無しにして、低所得者には免除手続きをする。屋根つきは割増にする。
- 無料のところは有料にする。また、金額を一律2倍にする。しかし、徴収するための費用（システム作成や徴収のための人件費）が駐輪場料金を上回っては意味がないので、よくコスト計算をしてから導入する必要がある。
- 利用者が多く、利用者の便益が大きい第1駐輪場について早急に有料化するべきである。ただし、設備の更新など有料化に見合う設備投資も必要。
- すべて有料にすべきだと思います。フリー（無料）というのは、使い方などに不都合が出てくるのではないかと。
- 官民連携して通勤者・生活者用に十分な駐輪台数が確保された今日、便益提供への対価を得るべきです。
- 距離制限を止め、無料サービスを全廃し、市場価格に合わせて、値上げ可能な所は値上げすべきです。
- 具体策の提案。【市川駅周辺】①市川第1・第8駐輪場の有料化、②市川第4駐輪場の値上げ、③市川第6駐輪場の立体化 ④市川第7駐輪場の不正防止
- 全駐輪場の有料化および駅からの距離（利便性の良し悪し）によって、利用料金に格差をつける。（料金体系への移行）
- 全体的に管理する人間が多いように感じる。また料金についても無料は廃止し、時間貸しの料金を設定してはいかかと思う。

《コスト削減策について》

- 自転車対策課所管の、駐輪指導・不法駐輪撤去・違反車保管の3業務は、統合・効率化で、コストダウン可能です。
- 鉄道業者に対して放置自転車対策税の徴収までは必要ないが、用地の提供や利用料金の低減に協力いただく。

《便益向上・その他の方策について》

- 小売店との共同利用や、共同利用した小売店が配布するポイントの還元
- 利用目的と空車時間帯や曜日の把握
- ウォーキングを奨励し利用頻度の低い駐輪場の廃止
- 月賃の場合は、自宅から駅までの距離による契約料金や契約駐輪場の差別化
- 駐輪場の設置区分の設定等、本当に合理的であるのか疑問が残った。

公民館

《収入増加策について》

- 行政からの利用促進を提案（例）ホームパーティーの開催、大型スクリーンをレンタルしての映画鑑賞。
- 民間施設の1/2まで使用料を値上げ。無料にする場合のみ審査(たとえば、仲間内だけで実施するものではなく、市川市の在住在勤者であればだれでも参加できる場合等)。
- 受益者は、全額とは言わないまでも、少なくともコストの半額は負担すべきであると思います。
- 敷居が高く、一部の団体にとってのみ便利な所であると思う。より誰もが使えるようにし、営利目的の利用者には高い料金設定をすればよいと考える。
- 料金も民間並みとは言わないまでも、採算がとれる金額に変えるべき。

《コスト削減策について》

- 労務費の高い行政職員の公民館への配置を止め、指定管理者に委託する等のコスト削減も必要です。
- 利用状況を見た最適配置、他の利用目的の施設との共用化（スペース・管理者の節減）。
- 複合施設化をはかり、建屋・駐車スペースや管理のための要員数の縮減をはかる。施設単位に開館時間以上にわたり人の張り付けが必要となるため。（コスト削減）

《便益向上・その他の方策について》

○利用料金の差別化による個人利用の認可

○生涯学習だけでなく地域福祉及び地域力の向上という観点から利用の利便性を

図るべきである。もっと地域との連携が必要である（最近では、近所の人と付き合わない人が多くなり、地域力が低下しているといわれています。また、市の福祉計画に地域福祉を大きく掲げていますが、なかなか成果を上げているとは思えません。その一つの要因に公民館が地域と連携していないと思われます。もっと、公民館を地域に有効利用させるよう努力する必要があります。）。

○単なる貸館として利用している場合と、地域のコミュニティ作りを目指しているものを分ける。

○市川駅南公民館、行徳公民館で共通して見られたように、縦割りではなく同一建物内の他の施設との管理の一体化を進め、コストの削減と、相互交流や共同イベントの実施などの相乗効果の向上をもっと図るべきである。現在の利用者への丁寧な説明は必要だが、既に方向性が決まっているように、実態に応じた利用料の見直しを早急に進めるべきである。

○経済性、独自性について疑問がある。図書館、いこいの家、こども館、すべてに公民館的なサービス、もしくは公民館の支所がみられ、「公民館＝建物」の印象を強く感じた。

○複合施設では、子ども～ご高齢の方まで行くのに、すべてが縦割りでそれぞれの交流が活発ではなく残念に感じた。教育分野などで公民館利用者の力が発揮できる機会が多々あると感じる。

老人いこいの家

《収入増加策について》

○お風呂の利用が多く、しかし施設が老朽化していることから、入浴施設の改善に合わせて利用料を一部徴収することは可能か検討する必要がある（厚労省の通知の規定はあくまで「原則」？）。

○現在は1時間、2時間だけでよい場合でも取りにくくなっている現状がある。何らかの方法で有料化することによって、1グループが半日借りることが少なくなり、多数の人達が利用できるようになるなど、使い方が変わってくるのではないか。

○高齢者の全てが貧しい訳ではない。状況に応じて個人的に扶助する事で、公共料金の正常化を図るべきである。

○利用者は健康的にも経済的にも恵まれた方が多く見受けられ、登録制の上、無料というこ

とに違和感を感じた。

《コスト削減策について》

- 他の施設（特に公民館）などとの施設共用化（コスト削減）。
- 公民館でのサークル活動との違いが無いように思う。

《便益向上・その他の方策について》

- 子供とお年寄りの交流の場とする。
- 要支援の老人が要介護にならないための施設としての重要性を評価すべきである（将来、医療及び介護に費用がかからないようにするためには、予防が大事であり、老人いこいの家はその重要な施設である。したがって縮小すべきではなく、すべてのいこいの家に指定管理者ら制度を導入し民間活力で活性化すべきである。）。
- 公民館と同じ形のものは、公民館と同じ扱いにする。近隣のお年寄り一人一人の健康増進等につながるための役割を考える。
- サークル、同好会による部屋の利用について、利用形態が似ている公民館との役割分担と共通化を検討する必要がある。例えば、講座の情報や予約システムの共通化など。
- 公共性については論をまたない。将来的にさらに充実させていく必要がある。
- 定期的な避難訓練の実施。